



発行所
 大阪府衛生管理協同組合
 編集事務局・広報部
 〒556-0011 大阪市浪速区
 難波中2丁目7-25
 TEL 06-6633-2460
 FAX 06-6633-1652

浄化槽は社会資源

大阪府衛生管理協同組合理事長 米田 健 司



明けましておめでとうございます。昨年の正月はまだ平成でしたので、令和という元号の付いた最初の正月を迎えました。元号にふさわしい美しい調和の年であることをお祈り申し上げます。

私は大阪が日本の縮図だと思えます。山と大阪湾に囲まれていますので、関東圏や名古屋圏に比べて大変狭いのです。その分、街の様相も圧縮されています。高層のビルが立ち並ぶ、大阪市内の中心地から車で30分も走れば、キツネカタヌキしか住んでないだろうという山の中になります。都市部を除くと、日本の大方がこのような風景なのでしょう。人口減少が続けば、都市近郊でも遠からずこれが当たり前になるのでしょうか。大阪でもそうなのですから、日本全体で考えたならなおさらのことです。

ところで大阪府の下水道普及率は96.5%でして、府で唯一の村である千早赤阪村でも77%と八割に手の届きそうな勢いです。将来を考えると、こんな下水道のための公共投資の回収が、それこそキツネ、タヌキを勘定せずに出来るのかと思ってしまう。もちろん都市化された地域では、下水道が圧倒的に有利であることは申すまでもありません。

さて、昨年十月に国の後援を得て公益財団法人の日本環境整備教育センターが主催する全国浄化槽技術研究会がありました。なお、本年はここ大阪の泉佐野市で開催されます。

技術研究会と同時に、国と全国の自治体関係者が集う浄化槽行政担当者研究会も開かれまして、浄化槽をめぐる施策、将来像について発表されました。今回、これらの研究を聞いて、災害対策と人口減少問題が、今のテーマの底流にあると感じました。浄化槽で技術の研究という点について、「よい水をどうやって出すか」また「いかにして処理コストを下げようか」と

いう理工学的な話になってきます。私は、社会の静脈部分に携わってきたので、技術的な側面とともに、浄化槽のあり方や使われ方について関心がいってきます。

ここ数年続いた地震、台風、大雨で、あらためて災害時の廃棄物対策が、必ずと言ってよいほど話題に上がるようになりました。あわせて浄化槽についても、排水処理の施設として強じんであることが認識されるようになりました。それもあって、国交省は平成29年に災害時におけるトイレ・し尿対策として

「下水道整備区域内であっても下水道に連結しないでも併処理浄化槽を使用できる」という通知を出しております。その通知の中では「災害時の利用を想定しつつ、通常時は公共下水道に放流することを前提に、下水道処理区域内の避難所等の建築物にあらかじめ合併処理浄化槽を設けることができる」としています。これを聞いて私は、災害対策ということなら、様々な案件のある中で、浄化槽を新設しなくとも、併処理でしかも

管理も行き届いた浄化槽があれば、廃止せず温存すればよい、と思えました。取り壊したりするにも費用がかかります。壊した上にまた作るなどは無駄の極みだと思えます。

住民の避難所や、いざというときに使えるような公共の建物、例えば学校、公民館、役所関係の建物などでは、積極的に浄化槽を温存してはどうでしょう。この様な施設であればそれなりの敷地を持っていきますので、浄化槽設置用地の制約から下水道接続する必要もないはずですし、そのまま使えばいいのです。

その意味で、公共施設の浄化槽を社会資源と考へ温存すれば、既存施設の延命だけでなくさまざまな費用を削減し、さらには災害対策も進みそれぞれ一石二鳥ではないかと思うのですが。行政の方もこのことを考へても良いのではないのでしょうか。いわば時代の変化によって「後にいる者が先になり、先にいる者が後になる」という価値体系の逆転を見る思いです。

以前から大阪では災害時協力井戸といまして、大規模な地震等の災害が発生し、水道の給水が停止した場合に、近隣の被災者へ飲用以外の洗濯やトイレ等の水を提供できるようにと、ボランティアとして井戸を登録する制度があります。これも新しい非常用の井戸を掘るわけではなく、今ある井戸を大事にして備えておくというものです。この様な井戸が、現在すでに大阪府で千五百ヶ所ほどありますが、これと浄化槽とを

組み合わせれば、近年話題になった「トイレ難民」のための強力な助っ人になるでしょう。

既存ものの活用ですから、新たな資金投入は要りません。まして不要と思われるものを利用するのですから、物の場所ふさぎと思っていたら、「実はお宝」ということですので、まさに隠れた資産といえるでしょう。

私は、浄化槽は下水道を補完する立派な社会インフラだと考へています。その意味で、浄化槽を考へるという事には、社会工学的な要素が多分にあると考へています。それだけに、浄化槽を「使い倒す」ことへの思いは尽きません。

浄化槽に携わる者にとりまして長い冬の時代でしたが、ここ数年、積った雪の下にも春の息吹を見出すようになりました。「志あれば道あり」の言葉どおり、我々の組合も様々な機会を通して、未来に通じる新たな浄化槽の道を探っていきたくと考へております。また、浄化槽の新時代を迎えるにふさわしい技術力対応力を身に付けていきたくと考へております。

最後になりましたが、これから一年で最も寒い季節ともなります。皆さまには一層のご健勝をお祈り申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

中浜清掃予定

今年度中(三月末までの)予定の流注場清掃業務は次のとおりです。
 一月二十一日(水)
 三月二十五日(水)

あけましておめでとうございます (令和2年)

理事長 米田 健 司
 副理事長 三ツ川 浩 一
 統制渉外委員長 榎 木 隆 弘

理事 森 廣 治
 理事 齋 藤 純 代
 理事 松 藤 公 成

副理事長 野 中 久 泰
 広報委員長 野 中 久 泰

理事 永 田 伊 智 朗
 理事 辻 貴 之

理事 蓬 菜 谷 勝 玄
 副理事長 片 山 敏

理事 菅 直 人
 理事 瓦 谷 昇 次

理事 柿 花 江 美
 理事 藤 野 静 男

顧問 藤 野 静 男

大阪府清掃事業連合会研修会開催される

国の柱は適正処分、事業の継続と災害対策



多数の来賓



主催者の米田理事長、三井全清連会長、大前会長

十月七日(月)大阪国際交流センターにおいて、環境省、大阪府の後援のもとに当組合との共催で研修会を開催した。大前大清連会長からは「生活環境の保全と公衆衛生の向上を担保すべく、常に行政と連携を図りたい」との挨拶があり、続いて米田当組合理事長からは、「一般廃棄物処理は社会インフラであり、永続するための経済基盤が必要である」との挨拶があった。さらに三井全清連会長の挨拶の後、来賓の国会議員の方々から廃棄物対策に関する熱意あふれる祝辞を頂いた。

今回の研修の講演1では、「一般廃棄物の適正処理の推進と今後の災害廃棄物対策について」と題する環境省近畿地方事務所 資源循環課災害廃棄物専門官 若林完明氏の講演ではまず、六・一九通知と十・八通知について解説があった。あらまきは次の通り。



米田理事長の挨拶



大前大清連会長の挨拶

六・一九通知は、市町村の一般廃棄物行政においては、環境保全を前提とし、国民の安心・安全確保と循環型社会の形成のための施策を推進することを目的に通知したものである。十・八通知は、平成二十六年一月二十八日最高裁判決をふまえて市町村の一般廃棄物処理責任は極めて重いことをあらためて都道府県知事・政令市長あて部長通知したものである。なお、最高裁

り扱われた事例の紹介があった。

(3)排出事業者責任の徹底について
廃棄された食品が再度食品に転用された事例が発生したことで通知が出された。今後とも産業廃棄物の排出事業者は排出責任に基づいた必要な措置の適正な実施に取り組む必要があることから、廃棄物処理法の下で講ずべき事柄を整理した。



講師の若林氏

と。一方、当該建築物の所有者等が残した廃棄物(残置物)については、その処理責任は当該建築物の所有者等にある。このため、建築物の解体を行う際には、解体前に当該建築物の所有者等が残置物を適正に処理する必要がある。

・残置物が一般廃棄物である場合、その処理を委託には産業廃棄物の許可だけでなく一般廃棄物処理業の委託・許可を受けなければならない。これは、リフォーム工事など、建築物の解体以外の場合も同様である。

またこれに関連して、遺品整理等に伴って発生する廃棄物の取り扱いについては、一般家庭で整理した遺品の中で廃棄するものは一般廃棄物であり、産業廃棄物の収集運搬業許可、事業系一般廃棄物に限定された収集運搬業許可では運搬できない。

さらに、「今後の災害廃棄物対策について」として、災害廃棄物とは自然災害に起因して発生する一般廃棄物であり、廃棄物処理法にのっとり市町村が収集・運搬し、適正に処理を行う必要がある。ただし、大規模災害など市町村による処理が困難な場合には、処理の一部について、都道府県への事務委託又は国による代行処理を行う場合がある。

いづれにせよ、
・被災した市民の衛生環境や安全を第一とする
・スピード感を持って処理にあたること
・適切な分別を行うなど、費

(4)規制権限の及ばない第三者によるあっせん等について
一般廃棄物の排出者責任が不明確になる恐れがある。一般廃棄物の委託行為に該当すると認められる場合がある。また、実際の一般廃棄物の処理が市町村の一般廃棄物処理計画に適合しなくなる可能性がある。

(5)建築物の解体時における残置物の取り扱いについて
平成三十年六月二十二日付「廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知「建築物の解体時における残置物の取り扱いについて」」について説明があった。

・処理責任は解体工事の発注者から直接当該解体工事を請け負った元請け業者にあること



熱心に聞き入る聴衆

用にも配慮する
との点が重要である。
さらに最近の災害廃棄物対策の事例として次の各状況について説明があった。

- ・平成三十年七月豪雨における災害廃棄物対策
- ・平成三十年大阪北部地震及び台風21号における災害廃棄物対策
- ・令和元年八月九州北部大雨における災害廃棄物対策

今後の方向性について
第五次環境基本計画の基本的方向性として、地域循環共生圏の創造、世界の範となる日本の確立、環境・生命・文明社会の実現をめざすこととしている。

講演2では「SDGs推進、地域循環共生圏づくりと固形一般廃棄物処理事業者に課せられた使命」と題し、一般社団法人全国清掃事業連合会専務理事 山田久氏による講演があった。

あらまきは次のとおり
第七十回(二〇一五)国連総会で「我々の世界を変革する…持続可能な開発のための二〇三〇アジェンダ(行動計画)」が採択された。国内でも、二〇一六年五月二十日の閣議決定で「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」を設置した。

今後の日本社会は、少子高齢化、人口減少が差し迫っている。さらに、労基法が改正される。このようなきっかけで、環境・社会へ配慮することで次のような企業としてのチャンスをつかむことが出来る。

これを我々の業界として具体的に例示すれば、廃棄物の適正処理(業務品質)、地域社会への対応(残置物、遺品整理、家財整理)などである。これは資源の有効、環境負荷の低減といったSDGsの考え方と通ずるものである。

以上、今回の研修は、災害対策と事業継続ということで関心も高く、地域廃棄物適正処理議員連盟の他、議会関係や行政関係も多数詰めかけ参加者は過去最高の二百四十二名を数えた。

三理事 知事表彰受章
十一月六日(水)大阪府北区のエル大阪で大阪府環境衛生功労者知事表彰がとり行われ、当組から榎木副理事長、森理事、齋藤理事が大阪府環境衛生功労者表彰を受賞されました。おめでとうございます。
なお、榎木副理事長は大阪府環境水質指導協会副会長としての受章。

組合員研修会開催

労基法の改正をはじめ、会社を取り巻く環境が激変していることから十月二十二日、ナンバビル集会室において「会社を取り巻く法律問題―働き方改革関連法を中心に―」と題し、労務関係をはじめ、事故対応、行政との対応など社内外での対応について法務顧問による研修を行った。なお、当日の内容は、組合HP上から配布済み。



木村弁護士

席上、木村顧問弁護士からは、「労働法は、従業員と会社との関係を定める法律です。これに今回の働き方改革関連法が加わりました。これらの法律を守ることは、一部上場会社でも難しいことで、世の中の大方はこれを完全に守れてはいないでしょう。とはいっても、いったん従業員と会社の関係がこじれて、裁判になったり労働基準監督署（以下「労基」）が出てきたりすると、労働法と取り組まなければならなくなります。労働法というものは、圧倒的に会社側に不利でして、感覚的に8対2くらいの差がある

と感じます。私たち法律関係者も会社から従業員との紛争のことで依頼を受けますが、裁判で勝つのは難しく、妥協点をどこに置か、できるだけ条件を有利に持っていくことに力を置くことになっていくのが現状です。

私たちの親の時代では、全社一丸、モーレッツ社員などという言葉もありましたが、今では従業員の意識も多様化しています。「労働は美德」ということも否定されるようになっていきます。しかも、従業員が、口コミやネットで労働法について知識を得たり、時には弁護士が焚き付ける場合もあります。

司法の場に出されたり、監督官庁の指導・処分を受けるといった、いわば大げがをしないためにも用心しておきたいものです」としてうえで、次のように出席者とも積極的な質疑応答があり、今後このような場を設けてほしいとの声があった。

年休を土曜日の半日で消化するということ

（質問）私の会社では、土曜日の後半を有給あつかいとすることで年休の消化を図っています。また、それ以外に、年3日程度、子供の運動会など自由に使える有給を設けています。

（解説）有給は本来従業員が自由に使えるものという原則があります。会社側の都合で

従業員から申し出る年休を拒否するのも法的に無理があります。

週四十時間の労働時間との兼ね合いで就業時間の配分を考える必要があります。

就業規則の中で、休日などがちに決めてしまうと、思わぬところで休日手当の支払い義務を生じてしまうことがあります。労働時間の週40時間が守るべきであって、週休2日は就業規則の中で決めて、柔軟に対応すればよいでしょう。

36協定等に対応する従業員の代表について

（質問）従業員の代表を決めて、「協定」等の手続きを行いたい代表として申し出られる人がいません。

（解説）従業員に推薦してもらうのが理想ですが、それでも申し出がないときには、過去に代表になった人などに依頼するのも現実的ではないでしょうか。また、労基へ届け出る際に、経過や事情を記載しそれでもって、従業員側に説明したとしてもらう方法もあります。

会社側が目的の届かない時間帯での業務管理について

（質問）早朝3時頃から作業に入る車（班）があるので、作業状況も把握しづらいのでどのように対応すればよいでしょうか。

（解説）会社側には労働時間の管理義務がありますので、その従業員が時間外や深夜手当を請求した時には、会社側が不利になります。会社側が

しっかりとした根拠を示せない従業員はメモなども請求の根拠とされます。タコグラフィ、ドライブレコーダーなど機器の活用も考えられます。

労働時間の範囲について

（質問）勤務時間中の煙草について辞めさせたいのですが。

（質問）パッカー車で、清掃工場へ搬入する際の時間待ちはどうでしょうか。

（質問）災害時に、役所から待機要請があり、とりあえず従業員には自宅待機してもらった。

（質問）判例的には待機（労働時間）と見なされます。休日の取扱でもそうですが、このあたりのことについては、従業員との人間関係がもめるかもめないかの分かれ目になります。



聴講する組合員

ります。一旦もめたら、会社側が不利となります。

待機は休憩なのかという事がよく問題となりますが、いつでもただちに動ける状態が求められ、拘束を受けているという事で、仮眠中も労働時間に入れられた判例があります。昼休み時間も、電話や来客の案内が求められるときには労働時間とされます。

各種記録機器の利用について

（質問）ドライブレコーダーの設置は、従業員の事故対策になります。場合によりこちら側の過失割合を大きく減らすことにつながります。

（質問）直帰の場合、タイムカードの記録が飛んでしまいますが、報告させることで手書きでも記録することや、連絡として携帯のメールを利用することで記録として残すことが出来ます。また、GPSを使うことで従業員の動きを直接管理することもできます。

公官庁からの無理な業務要請について

（質問）価格や、日程などといわば「無茶振り」されることですが、役所には下請法は適用外です。あえて言えば、合特法の他、六・一九通知、一〇・八通知、最高裁判決でしょうか、交渉の際には、下請法や独禁法の「圧倒的優越者」の部分援用することも考えられます。

役員等の不法行為と企業の存続

（質問）取締役の経営責任について

（解説）取締役には相互に見張らなくてはいけない義務がありますので、一人の取締役の不法行為による損害賠償が他の取締役に及ぶことがあります。

（質問）暴力団に関わりがない従業員を採用したいので、面接で「刺青の有無、指の有無」をきいています。その際、当社は官公庁の仕事をお願いしている、暴力団との接触が厳禁されています。

（質問）暴力団排除により、官公庁の仕事を行うこともあり得ます。備えとして従業員を採用する際には、誓約書や就業規則の中で、暴力団員であったことはないし、かかわった時には解雇される旨、記載しておくことも大事です。

そのような就業規則や入社時の誓約書等がない場合には、単に暴力団関係者であるというだけでは解雇等の処分を行えない場合があります。つまり、暴力団関係者である従業員の業務遂行に問題がない場合には、解雇等の処分が無効と判断される可能性が高いからです。

採用の際に婚姻歴や家族構成など、個人的なことに立ち入った質問をしないというのは原則ですが、一方、雇用側から見れば、いったん採用したものを解雇するのはむづかしいのが現状です。かといって暴力団関係者がいると、仕事を失うリスクもあります。そう考えると、そのような質問をせざるを得ないということとが雇う側の微妙な立場ですね。

最後に、「木村総合法律事務所では、組合と顧問契約を結ばせていただいておりますので、初回相談料は無料で法律相談をお受けいたします。お気軽にご相談ください」との申し出があった。

（顧問弁護士）
弁護士 木村真也
木村総合法律事務所
大阪市中央区
高麗橋4丁目6-14
SI横堀ビル1階
電話 06-4963-3813

全国浄化槽技術研究会 大阪開催決定

日本環境整備教育センターが主催し国と大阪府の後援で令和二年度第34回全国浄化槽技術研修集会在大阪で開催されることとなった。会場は泉佐野市のスターゲイトホテルを予定。集会では「技術研究会」の他「浄化槽行政担当者研究会」「検査員研究会」も併せて開催され、環境省、国土交通省、農水省、総務省の行政報告の他、全国の行政担当者が多数出席する。

日程は次のとおり。
○研究集会、研究会
令和二年十月十四日(水)
十五日(木)
○懇親会
令和二年十月十四日(水)

小泉環境大臣 浄化槽行政に意欲

昨秋十月に秋田市で開催された第33回全国浄化槽技術研究会の懇親会に小泉環境大臣が出席し合併転換をはじめとする浄化槽行政の推進に意欲を表明した。

年頭所感 「浄化槽法の改正を迎えて」

大阪府健康医療部環境衛生課長 木村直昭



新年あけましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに二〇二〇年の新年を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。

大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より大阪府の環境衛生行政の推進に格別の

御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の浄化槽を取り巻く環境は年々変化しており、昨年六月十九日には、実に十四年ぶりとなる浄化槽法の改正がなされ、本年四月一日から施行されることとなっております。

今般の法改正において、新しく設けられた規定では、そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い単独処理浄化槽に関し、都道府県知事が除却等の助言又は指導、

勧告、命令を行うことができるとなりました。本府では、未だ設置されている浄化槽の約60%が単独処理浄化槽となっておりますので、新しい規定を有効に活用し、生活排水の適正処理と合併処理浄化槽への転換促進を図ってまいります。

また、浄化槽市町村整備推進事業の一層の推進を図るため、浄化槽処理促進区域の指定及び公共浄化槽制度が創設され、促進区域内で市町村が設置した浄化槽を公共浄化槽と位置づけ、使用・接続が義務化されました。公共浄化槽は適正な維持管理が確実に期待される非常に有用な手段であることから、本府としてもより一層の事業推進に取り組みでまいります。

次に、浄化槽台帳の整備が規定され、維持管理状況等についても記載が必要になったことから、本府としてもこれらの情報収集に努めるとともにその情報を活用して維持管理指導に役立てていく予定です。

年頭所感 「浄化槽法の新時代」

(一社)大阪府環境水質指導協会会長 辻 精一郎



新年あけましておめでとうございます。

向かって、大阪府衛生管理協同組合の組合員の皆様も新たなスタートをお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃より、当協会の運営に多大なご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年は、子年。新しい運氣のサイクルの始まりです。植

物に例えると成長に向かって種子が膨らみ始める時期であり、未来への大いなる可能性を感じさせます。また、ねずみは「ねずみ算」と言う言葉があるほど、子どもをどんどん産んで数を増やしていくことから「子孫繁栄」の象徴でもあります。

さらに、夏には、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの国からアスリートはもろろん、応援団や観光客も日本を訪れます。競技そのものは東京周辺ですが、閑空や今や観光資源ともなった新幹線を通じて、大阪にも多くの方がやってくると思われれます。イン

物に例えると成長に向かって種子が膨らみ始める時期であり、未来への大いなる可能性を感じさせます。また、ねずみは「ねずみ算」と言う言葉があるほど、子どもをどんどん産んで数を増やしていくことから「子孫繁栄」の象徴でもあります。

さらに、夏には、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックが開催され、多くの国からアスリートはもろろん、応援団や観光客も日本を訪れます。競技そのものは東京周辺ですが、閑空や今や観光資源ともなった新幹線を通じて、大阪にも多くの方がやってくると思われれます。イン

務化されました。公共浄化槽は適正な維持管理が確実に期待される非常に有用な手段であることから、本府としてもより一層の事業推進に取り組みでまいります。

さらに、浄化槽の性能の高度化に伴い、高い技術が必要であることから浄化槽管理士に対する研修の機会の確保についても規定されました。本府では現在有用な研修が実施できるよう関係機関と協議、

業種も大きな転換期を迎えております。

一般社団法人 大阪府環境水質指導協会といたしまして、これらの改正内容に適切に対応するため、各行政機関とも連携し、貴組合の皆様とともに歩んでいく所存でございます。

さらに、今年十月十四・十五日には、泉佐野市において「第34回全国浄化槽技術研究会」が開催されます。全国の浄化槽関係団体が一堂に会する機会でもあります。

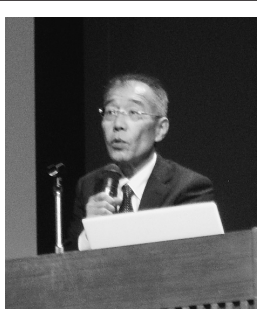
大阪における浄化槽業界の大イベントの成功に向けて、皆様のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴組合のますますのご発展と会員各位のご隆盛を祈念して新年のご挨拶とさせていただきます。

水環境セミナー 盛況のうちに開催

十一月六日(水) 堺市産業振興センターにおいて大阪府環境水質指導協会の主催、当組合が協賛、大阪府の後援で「水環境セミナー」が開催された。

当日は基調講演として「取り残された地域の生活排水処理設備と浄化槽の活用」と題して 小川 浩氏(常葉大学教授)の講演と「浄化槽から見下ろす下水道への接続義務の法的考察について」と題して田部井大輔氏(弁護士)の講演があった。



講師の小川氏

小川氏からは、「人口減少は大阪でも地域的に進行している。大阪府下で六年連続人口増したのは、大阪市、吹田市、茨木市、箕面市、豊中市の五市のみで、府全体では二〇一八年十月現在で高齢化世帯は27.1率は15.2%である。対策を講じないと経済の衰退はむしろ大都市環境にとってもイン

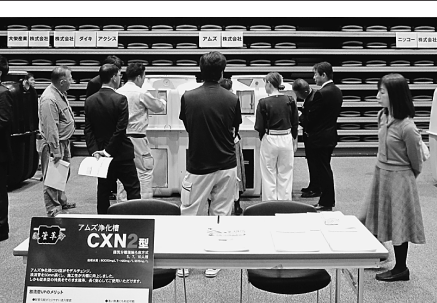


講師の田部井氏

田部井氏からは、静岡地裁の判例を引き、「事業所が排水を処理していることから下水道への接続義務の免除を申請したが拒否され訴訟となった例がある。これは下水道使用料低減のメリットがあったが、通常、本格的な訴訟を行

った時にかかる費用、時間を考えたときには、自治体から下水道接続を求められても行政指導の範囲にとどめさせ、できれば接続の猶予を引き出すことも現実的な落としどころであろう。そのためには、安定した浄化槽の維持管理と法定検査の受検履歴が必須となると思われるので、法定検査受検を大いに呼び掛けた」との発言があった。

会場では、最新の小型合併槽の展示も行われ、メーカー担当者や来場者との熱心なやり取りが行われた。出品メーカーは次のとおり(株)ハウステック・積水ホームテック、ニッコー(株)、アムズ(株)、(株)ダイキアクシス・大栄産業(株)、フジクリン工業(株)、(株)クボタ、安永エアポンプ(株) 今回、下水道の接続義務という講演テーマもあり、行政関係の参加も多く、参加者は一三七名に上った。



出品メーカーによる説明